

(平成22年4月1日現在)

1 あっせん 51件

(あっせん及び仲裁の平均処理期間約48日)

- 「接続に係る費用負担」に関する件 (35件)
- 「接続に必要な工作物の利用」に関する件 (4件)
- 「接続の諾否」に関する件 (5件)
- 「設備の利用・運用」に関する件 (3件)
- 「接続協定の細目」に関する件 (2件)
- 「電気通信役務の提供に係る契約の取次ぎ」に関する件 (1件)
- 「接続に必要な設備の設置」に関する件 (1件)

2 仲裁 3件

(※いずれも、他方事業者が申請を行わず、仲裁は実行されず、あっせんや大臣命令に移行。)

- 「接続に係る費用負担」に関する件 (2件)
- 「接続に必要な設備の設置」に関する件 (1件)

3 諮問・答申 7件

(諮問から答申まで平均約30日)

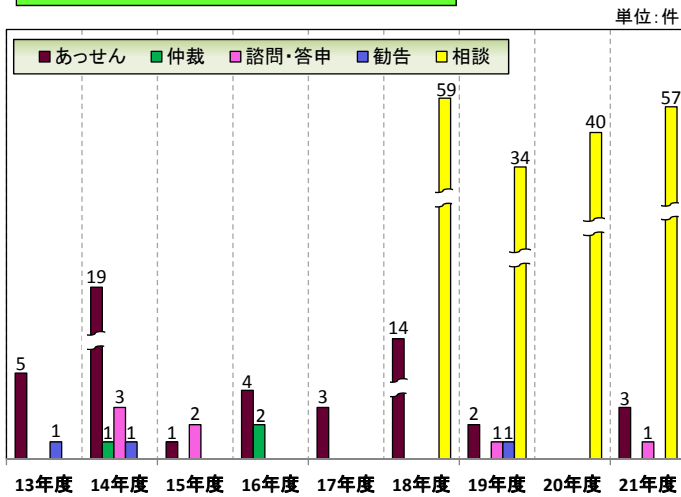
- 業務改善命令 (3件)
- 料金設定権に関する裁定 (1件)
- 土地等の使用に関する認可 (1件)
- 接続に関する協議再開命令 (1件)
- MVNOとMNO間の接続協定に関する裁定 (1件)

4 勧告 3件

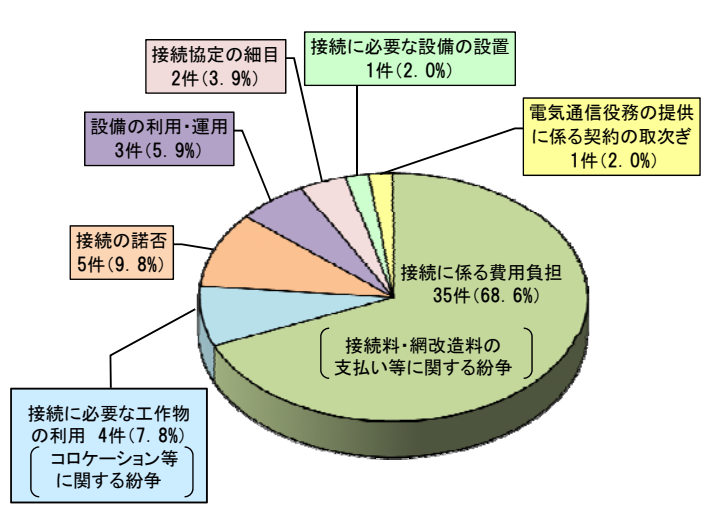
- コロケーションのルール改善に向けた勧告 (1件)
- 接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告 (1件)
- 接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置の勧告 (1件)

(参考) 紛争処理件数の内訳

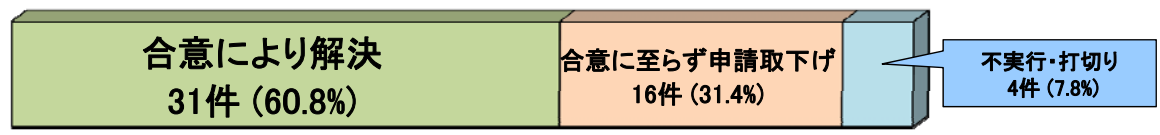
1 紛争処理等の年度別件数



2 あっせんの紛争内容



3 あっせんの処理結果



(注) 「合意により解決」は、あっせんにより解決した終結事件27件及びあっせん実行前に当事者間で合意により解決し、申請が取り下げられた事件4件の合計。
 「合意に至らず申請取下げ」は、あっせん開始後に申請が取り下げられた事件を集計。